

國學院大學學術情報リポジトリ

明治初期神宮教院における教化と教説：
教説書の検討を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002033

明治初期神宮教院における教化と教説 ―教説書の検討を中心に―

武田 幸也

要旨

本稿の目的は國學院大學に所蔵される大教宣布関係資料の内、「伊勢の神宮祠官を中心として組織された神宮教院の活動には少からず見るべきものがあつた。」と評せられる神宮教院の出版した教説書を取り上げ検討することである。明治初年に神宮教院の出版した教説書から窺れる教説には、当時の神宮教院が教化活動に対して二つの方向性を有していたことを指摘できる。一つは、神宮教院・神宮教会の祭神である造化三神と天照大神を中心とし、全てをこの神々の神徳によるものであるとする方向性。もう一つは、造化三神と天照大神を中心としながらも、大国主神や産土神といった各地の神社に祀られる神々を教説の中に取り込み再編していこうとする方向性である。本稿では、この教説面にみられる教化に対する二つの方向性は当時の神宮教院・神宮教会が置かれた状況を踏まえた上で展開されたものであることを論じた。

キーワード

神宮教院、出版物、教説書と教説、造化三神と天照大神、産土神

はじめに

國學院大學には多くの大教宣布関係の資料が所蔵されている。この國學院大學所蔵大教宣布関係の諸資料については、近年、三宅守常や、戸浪裕之、藤田大誠、宮本誓士等^①によつて精力的に検討が進められ、成果が公開されている^②。こうした諸研究は、藤田大誠の指摘する「大教宣布運動」の全体像を構築するために不可欠な一つ一つの要素である、運動の担い手となった宣教使官員並びに教導職に任命された個々の神道家・国学者の人物像や実際の神道思想・神学等の「教義」がいかなるものであつたのかについては、その史料の検討や研究視覚を含め、まだまだ開拓すべき点が多い^③。という問題意識による研究といえよう。

本稿においてもかかる藤田の問題意識を踏まえた上で、「伊勢の神宮祠官を中心として組織された神宮教院の活動には少からず見るべきものがあつ

た。」^④と評せられる神宮教院が大教宣布運動期に出版した教説書を取り上げ検討する。ただし本稿では、大教宣布運動の担い手たる神道人の思想というよりは、後に教派神道化せざるをえない神宮教院という集団^⑤において、どのような言説、あるいは神道思想が重視されていたのかという点に重点を置く。これは神宮教院・神宮教会の教化活動に関わつた人物に焦点を当てて個々の神道思想や神学を考察するためには、一種の教団として神宮教院・神宮教会を捉え、教化活動との関りの中でその教説書を位置づけ、神宮教院の中心的な教説を明らかにする必要があると考えるからである。その上で教説書の著者に重点を置き、その思想や神学を考察し、神宮教院の中心的な教説との関係を論じることが、大教宣布運動における神宮教院の教化活動と、その教説の役割を明らかにしていく有効な方法と思われる。

これまでの神宮教院に関する研究としては、河野省三や阪本健一、久保田収、西川順土等の研究^⑥が挙げられる。これら諸研究にあつては、主に大教宣

布運動における神宮の教化活動を考察する事に重点が置かれ、その中心として、神宮教院・神宮教会の活動が論じられてきた。こうした研究で代表的なものとしては、阪本健一の「明治初期における神宮の教化活動」〔明治神道史の研究〕所収、国書刊行会、昭和五十八年）と、久保田収の「神宮教院と神宮奉斎会」〔明治維新神道百年史〕第四巻所収、神道文化会、昭和四十三年）の二つが挙げられよう。阪本の研究は、明治五年の教部省設置から明治十五年の神宮教導職分離による神宮教院と神宮司庁の分離までを取り扱い、主に神宮における教化活動の展開を明らかにしながら、神宮教院の役割や、神宮教会の展開を実証的に論じている。さらに、紹介されている史料の質・量ともに豊富で近代における神宮の教化活動や、神宮教院の活動を考える上で画期的な研究といえよう。久保田の研究は、神宮の教化活動の中核として神宮教院を位置づけ、明治五年に設立した神宮教院が神宮教、神宮奉斎会となり、奉斎会が解散するまでの期間について通史的に論じたものであり、神宮教院の主要な活動として、教育、出版、大麻・暦の頒布といった活動を論じている。また、これら神宮教院に関する先行研究においては、神宮教院の教育活動と出版活動が高く評価されている。

神宮教院の主要な活動の内、教育活動に関しては既に重厚な研究蓄積がある。河野省三や阪本健一、久保田収は神宮教院の教育制度の変遷を論じ、特に神宮教院の教育活動の中核として、神宮教院本教館に着目している。他方、西川順土は、神宮教院本教館の教科目を詳細に検討し、当時の宗教的教育と文部省による学校教育との関わりの中で、神宮教院の教育活動を位置づけ、神宮教院本教館が、「既に時の神道布教を直接の目的とする道場的性格が薄くなり、学校令に近づく一般的な学校になっていたと言っても良く、後の神宮皇学館にその影を落す形態を持っていたと言える。」と指摘している。かかる指摘は、明治初年の神道による教化・教育活動を考える上で重要な指摘であろう。また、西川は神宮教院本教館について「教科書目から見た場合、当時の布教内容に関するものとしては、『神典採要』(六年十一月)、『神教要旨』

(五年)、『神教綱領』(六年九月)、『大道本義』(九年八月)の四点で、『神教要旨』は大教院で編輯され、後に神宮教院に於ても刊行したと云われる教書で、他は神宮教院刊行のものである。」と述べ、「教説については一応は『大道本義』に集約されているかの如くである」と指摘している。この指摘からは、神宮教院の教育活動と出版活動が密接に関わっていた事が理解される。こうした点から神宮教院の教育活動を考察する上でも、教説書の検討は必要な作業といえることができる。

神宮教院・神宮教会の出版活動については河野省三が早くから着目しており、目録を紹介している。この河野の目録を増補したのが、久保田収である。管見の限りでは久保田の研究が最も詳細に神宮教院・神宮教会の出版活動を論じている。久保田によれば神宮教院の出版物は、「いづれも教部省の認可をえて出版したものであつて、その内容は教院活動に即したものである。教院における布教活動や教育活動に必要な教科書、教本のほか、一般の啓蒙に資するものが出版」されたとされる。ただし、これらの先行研究では、神宮教院の出版活動を高く評価し、目録を掲載しているものの、教説書の内容の検討は行っていない。

以上のように、神宮教院に関する先行研究では、神宮教院の活動とその展開が実証的に論じられている。しかしながら、そうした神宮の教化活動を支えた教説的な研究はいまだ行われていないのが現状といえる。こうした先行研究の現状を踏まえ、本稿では國學院大學所蔵の学術資産を利用し、神宮教院出版の教説書を検討して、神宮の教化活動を支えた明治初期神宮教院の教説の考察を主たる目的とする。

一、明治初期の大教宣布運動と神宮教院の活動

明治初期の神宮教院の教説を検討するため、明治初年から大教院が解散された明治八年頃までを中心とする大教宣布運動について、先行研究を参照し

ながら概観しておこう。

明治二年、太政官外に神祇官が特立された。これを契機として、神祇伯の職掌に「監宣教」が加えられ、九月には宣教のため宣教師が設置された。明治三年一月には、鎮祭及び宣布大教の詔が下され、宣教師は「惟神之大道」を宣揚するという活動の方針が示された。これが大教宣布運動の直接的な発端といえよう。こうした宣教師の設置は浦上キリシタン事件を始めとする、キリスト教対策にあったことは周知のとおりである。そして設置された宣教師は何ら成果を挙げられないままであつたが、明治四年七月の廃藩置県を機に新たな展開を迎えることとなる。¹²⁾

明治四年八月、神祇官は改組されて神祇省となり、神宮を中心とした教化活動を模索するものの成功せず、翌明治五年三月神祇省は廃止され、新たに教部省が設置された。次いで、明治五年四月神仏合同布教が企図され教導職が設けられ、教導職の教化方針として「三条教則」が示された。また、神仏合同布教のため、大教院の設置が構想され、明治五年五月にその設置が裁可された。しかし、大教院は神仏合同から次第に神道色を強め「神主仏従」による教化活動へと転化していく。こうした動きの背景には、教部省内における神道重視の「薩摩派」の台頭があつた。これにより、それまでの神祇行政を主導した福羽美静を中心とする旧神祇省系の人物達は多くが免官となり、教部省の主導権は「薩摩派」へと移行していく。¹³⁾ 薩摩派の台頭により、「神主仏従」を強めた大教院は、明治政府内の長州閥と結びついた島地黙雷の大教院分離運動を経て、明治八年に解散となる。そして神道教導職は大教院にかわる機関として神道事務局を創建するに至るのである。¹⁴⁾

目を転じて上述の期間における神宮教院を中心とする神宮の教化活動の展開を概観しよう。明治五年五月大教院が設置されると神宮は同年十月東京に神宮司庁東京出張所を設けた。この東京出張所が神宮の東京における教化活動の基点となった。同年七月には神宮教会の開設が願い出され、八月には、度会県に説教所が設けられた。明治六年一月には東京府下でも神宮教会が開

設されるとともに、愛国講社が結成された。尚、神宮教会に所属する講社は、従来の伊勢講を基として、各地の神宮教会に所属されたものであり、明治六年十月には講社の名称・組織を神風講社へと再編・統一が図られている。明治六年一月には、教導区分が東西二部制から、八大区制へと改められており、これによって神宮は従来担当していた第二大区（愛知・浜松・岐阜・三重・度会会の五県）以外の地域にも巡回布教を行うとともに、各地に神宮教会を開設している。そして神宮教会を中心に神風講社が結成されていった。こうした神宮教会の教化活動については、『社寺取調類纂』にいくつかの資料が残されており、『社寺取調類纂』に分析を加えた井上順孝は「神宮教会の各地での説教の状況を記した資料もある。明治六年後半というごく限られた期間のものしか収められていないが、同教会の活動が一時期かなり盛況であつたことを示している。」¹⁵⁾と述べている。この神宮教会の教化活動は説教を中心としたものであり、こうした教化活動を支える中心として神宮教院が明治五年十月二十八日に開設されたのである。そのため神宮教院開設の目的は、神道による「教義学修」にあり、神宮の教化活動を支える人材の養成、輩出にあつた。こうした神宮の教化体制は主に、神宮少宮司を務めた浦田長民の活動によるものであつた。¹⁶⁾

また、ここで留意せねばならないのは、神祇省の国民教化に対する構想である。神祇省は国民教化の具体的な方策として、「海内敬神ヲ一ニシ教道ノ本原ヲ建ツ可キノ議」¹⁷⁾を明治四年九月に建議しており、その中で「一、天下一班氏神ト称シ崇奉スル所ノ社一切天照皇太神ヲ勧請シ奉ル可キ事」、「一、府県庁接近ノ官社府県社等へ皇太神宮ヲ勧請シ奉ル可キ事」、「一、天下人民華族以下家屋ノ内神棚ヲ設ケ皇太神宮御麻ヲ安置ス可キ事」等を献策している。こうした神祇省の国民教化策については、阪本是丸が詳細に論じており、「天照大神を氏神社に勧請することによって天照大神と氏神を直結し、すべての人民を天照大神の信仰と天皇への崇敬へと動員する体制を構築しようとしたものであつた。」¹⁸⁾と評価している。しかし、この神宮を中心とした教化

策は挫折に終わる。そのため神祇省は、教部省の設置を見越した神宮遷座を建議することとなる。これら神祇省の神宮を中心とする教化構想には、神宮の教化活動を主導した浦田長民も関わっており、神祇省のかかる構想が神宮教院の教説の形成に影響したことは想像に難くない。

二、明治初期神宮教院出版の教説書

神宮教院・神宮教会が、神道教化に資する文献を多く出版している事は既述のとおりである。久保田収の目録⁽²¹⁾によれば、明治五年から明治十二年までに、二十九点の文献が挙げられている。本稿においては、明治初期の神宮教院の教説を検討することを目的とし、神宮教院の開設された明治五年から同七年に出版した教説書である以下の六点を取り上げる⁽²²⁾。

『神教要旨』

一冊 明治五年

『神教要旨略解』⁽²³⁾

一冊 明治五年

『神教綱領』

一冊 明治六年七月

『教会要旨』

一冊 明治六年七月

『神教綱領演義』

一冊 明治七年一月

『大教院 要旨十一 説解義』

一冊 明治七年二月

開設当初の神宮教院の出版物は基本的に神宮教院独自の出版物ではなく、あくまで教部省・大教院等の出版物を翻刻したものが主体であった。これに対し、明治六年七月には、教説書だけではなく儀礼に関わる本を含め神宮教院独自の文献を四点出版しており、神宮教院独自の出版物がこれ以後増加していくこととなる。こうした状況は明治六年を画期に神宮教院の出版活動が本格化してきたことによるものと考えられる。そうした点から神宮教院の出版活動は、明治六年七月を一つの画期となすといえよう。

それでは、本稿で取り上げる教説書について概観していこう。神宮教院・神宮教会の出版物で、最初に出版された物は『神教要旨』⁽²⁴⁾と『神教要旨略

解』⁽²⁵⁾である。『神教要旨』は、小野述信⁽²⁶⁾が著したものであり、明治二年に述信が明治天皇に対し行った講義が基となっている⁽²⁷⁾。『神教要旨略解』は、明治五年教部卿嵯峨実愛の特命を受けた近衛忠房・千家尊福両大教正が『神教要旨』を解説したものであり、大教院より出版されたことによって、大教院布運動における教説書として重要な位置を占め、当時広く読まれた教説書である⁽²⁸⁾。神宮教院・神宮教会において、両書が翻刻・出版されたのは明治五年の、ほぼ同時期であったと推察される。『神教要旨』の内容としては「敬神」と「明倫」の二項目を「神教之綱」として位置づけた上で、「敬神」と「明倫」について論じており、『神教要旨略解』はこれを平易に解説している。

『教会要旨』は、神宮祭主を務めた近衛忠房の著作である。ちなみに、『教会要旨』以前に神宮教院からは、『教会大意』が出版されている。『教会大意』は、大教院が撰定したものを教部省の認可を受けた上で出版したもので、教会活動の在り方を明示した物である⁽²⁹⁾。『教会大意』の内容は教会活動に関して、十條の誓約を掲げている。これに対し『教会要旨』は「三條の教憲」、「五條の神誠」を中心としており、「敬神の事」、「人道の事」、「皇上を奉戴する事」を論じた上で、十條の規約「第一日々の勤」「第二家業の事」「第三学問の事」「第四衣食住の事」「第五親の務」「第六子の務」「第七夫の務」「第八妻の務」「第九兄弟の務」「第十朋友及び他人と交際の事」を示している。この『教会要旨』の内容は、先行する『教会大意』とは大きく異なり、教会の活動の在り方よりも、より踏み込んで教説的な事を論じている。

『神教綱領』は、『教会要旨』と同じく、神宮祭主を務めた近衛忠房の著作である。ただし、『神教綱領』については、明治七年に出版された『神教綱領演義』の序文に浦田長民が記すところによると、近衛忠房は本書を上梓する以前に死去した為、長民が手を加えて出版したものとされる⁽³⁰⁾。内容としては、「敬事天神」、「愛念国土」、「順人倫之道」、「祭祀祖先」、「各効其職」、「莫作不善」を綱領として示している。この綱領に基づいて神宮教会の教化活動がなされたとされる⁽³¹⁾。

『神教綱領演義』は、近衛忠房の『神教綱領』を解説したもので、山口起業の著作である。山口起業⁽²⁸⁾は明治四年の神宮改革に伴い、皇大神宮宮掌に補せられ、主に説教巡回、教書編纂に尽力した人物である。『神教綱領演義』の序文に浦田長民が記すところによれば、本書出版の理由は、漢文体で書かれ難解であった『神教綱領』を平易に解説することにあった。

『大教院 兼 題十一 説解義』は、浦田長民の記した序文に、「予乃チ我カ院中ノ教職ニ囑シテ各々講録ヲ作ラシメ討論折衷シ其善キ者ヲ択ヒ勸シテ一卷ト成シ名ケテ十一説解義ト曰ヒ之ヲ大教院ニ呈ス」と述べられており、神宮教院内の教職に「十一兼題」、即ち、「神德皇恩ノ説」「人魂不死ノ説」「天神造化ノ説」「顯幽分界ノ説」「愛國ノ説」「神祭ノ説」「鎮魂ノ説」「君臣ノ説」「父子ノ説」「夫婦ノ説」「大祓ノ説」を逐条ごとに解説させ、それを折衷し一書としたものである。こうした文献の中で、神宮教院の教説を考察する上で重要と考えられるのは、『教会要旨』と『神教綱領』であろう。『教会要旨』、『神教綱領』は、神宮教院が独自に出版した教説書として初期のものであり、著者はともに神宮祭主を務めた近衛忠房である。ただし、『教会要旨』、『神教綱領』以前の神宮教院における教説書としては、『神教要旨』と『神教要旨略解』がある。こうした点から、『教会要旨』『神教綱領』の教説を考察する際の前提として『神教要旨』・『神教要旨略解』を踏まえておく必要があると思われる。

三、教説書における中心的な神観の変遷

本節では、神宮教院出版の教説書にみられる中心的な神観の変遷を窺う。その際、注意せねばならないのは神宮教会の祭神であろう。

現在、神宮教会の祭神が確定した時期は、明確にはわからないものの『東京大神宮沿革史』によれば、明治七年の段階で神鏡が神宮教会の御神体として存在したとされる。そのため神宮司庁東京出張所が設立された明治五年十月の段階で、造化三神、即ち、天之御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神と、

天照大神の四柱の神が神宮司庁東京出張所・神宮教会の祭神として既に確定していたと考えられており、妥当な見解と思われる。⁽²⁹⁾こうした状況からも分かるように、神宮教院・神宮教会の教説において重視されたのは造化三神と天照大神であった。この点を踏まえた上で、教説書における中心的な神観の具体的な検討を進めよう。

『神教要旨』では、中心的な神として、「天神・天祖」が挙げられている。ただし、「天神・天祖」の解釈では、「天神」に対して明確な規定がなく、天照大神によつて「天神」を代表させ、「天祖」たる天照大神が天地を主宰すると指摘し、天照大神の神徳によつて万物が生成することが次のように述べられている。

天祖者^{天神天祖神徳}天地之主宰。照臨在^上。終古不易。而万物之所^二由生^一成^一也。(『神教要旨』一丁オーウ)

このように、『神教要旨』にあつては、中心的な神として、天照大神のみを想定しており、それ以外の神への言及は少ない。こうした『神教要旨』を受けた『神教要旨略解』では、左のように述べられている。

天神ハ開闢の三神を始め天地を創造するの諸神を指す天神天祖俱に高天原に在て其功德同じければ天祖を掲げて天神の事を概知すべしとなり(『神教要旨略解』七丁オーウ)

このように『神教要旨略解』にみられる「天祖者」の註釈は、「天神」が造化三神を初めとする諸神と定義されているが、内容は、ほぼ『神教要旨』と同様であり、『神教要旨』よりも多少詳しく言及している程度である。

『神教綱領』では、「天神・天祖」の区別が無く、造化三神と天照大神の全てを「天神」と称した上で次のように記されている。

天御中主神。高皇産靈神。神皇産靈神。当^二天地未^レ剖之初^一。自^二化^一生於其中^一。実造化之始也。其功德。至^二天照大神^一。集大成。主^二宰宇宙^一。生^二成万物^一。其徳同一。故合称^二天神^一。(『神教綱領』二丁オ)

ここには天照大神をも「天神」と称す理由が述べられており、造化三神の神徳が天照大神に至って大成され、天照大神によって宇宙が主宰されるとともに、万物が生成されると理解されている。

次いで『神教綱領』の註釈書である『神教綱領演義』でも、「神教綱領」と同様の理解が「天^二神敬事^一」の註釈において以下のように示されている。天神とは。天之御中主神。高皇産靈神。神皇産靈神。天照大神等を合せて称し奉る所なり。抑天之御中主。高皇産靈。神皇産靈の三神ハ。造化の首を作し給ひ。天照大神ハ其徳を集めて大成し給ふ。故に合せて天神と称し奉るなり。此書に天神とあるは。凡て此例に由る。（『神教綱領演義』一丁オーウ）

同様に、『神教綱領』の「其功德。至^三天照大神^一。集大成。主^三宰宇宙^一。生^三成万物^一。其徳同一。故合称^二天神^一」の註釈においても、

造化三神の功德に因て。天地成り万物生じ。其間。葦牙彦舅尊。天常立尊より。伊弉諾伊弉冊尊等の諸神。造化生成の功を翼賛し給ふといへり。未だ之を統轄し給ふ神御坐さず。于時天照大神出生し給ひ。光華明彩六合に照徹し。宇宙を統御し。生成化育の大本と變理し給ふ。故曰天照大神ハ万神の徳を集めて大成し給へりと。是を以て造化の三神と合せて。

此に天神と称し奉るなり。（『神教綱領演義』六丁オーウ）

と述べられている。この註釈には、天照大神が造化三神以来の造化生成の神徳を統轄している事が明快に述べられており、万神の神徳が造化三神と天照大神、即ち、天神の神徳によると理解されている事が窺われよう。

これに対し、『教会要旨』には先行する教説書のような「天神・天祖」についての解釈は見られない。しかし、「天神・天祖」に該当する神々の理解については、「敬神の事」に端的に示されている。当該箇所では造化三神の神徳と、伊邪那岐・伊邪那美の二神による修理固成によって国土が生成されたことが述べられ、天照大神が天地の大主宰であることが次のように論じられている。

神と申す神の数多なる中に。天地初の時。天御中主神。高産靈神。神産靈神と申す神まじゝて。此三柱神の御靈徳を以て天地万物の本を造化り給ひ次に。伊邪那岐尊。伊邪那美尊と申す神。此の国土を修理固成し玉ひ又

天照大御神を産給へり然して。天照大御神ハ上の神々の御靈徳を受継給ひ。且御任にて高天原を知しめし。天地の大主宰と成りて。造化功を集めて大成し給ふ神にましませバ。生とし生るもの此天照大御神の御恵を蒙り奉らざるもの有すといふ事なく。豈仰ぎ尊バざるべけむや。『教会要旨』一丁オー二丁オ）

この引用部における造化三神と天照大神に対する解釈は、ほぼ『神教綱領』と同様といえよう。次いで、『^{兼大教院}十一説解義』も『教会要旨』と同じく「天神・天祖」についての解釈は見られない。ただ、十一題中の「神徳皇恩ノ説」の解説では、

天地ヲ鎔造スルハ三神ノ徳、国土ヲ修成シ万物ヲ生殖スルハ諸冊二神ノ徳、天祖ニ至リ諸神徳ヲ集テ大成シ、天地万物ヲ主宰ス。（『^{兼大教院}十一説解義』一丁オ）

とあり、他に「天神造化ノ説」でも、

天照大神ハ、光華明彩六合ニ照徹シ、天上地下無比ノ靈徳ヲ備ヘ給ヒ、天神分轄ノ造化ノ徳ヲ集メテ之ヲ大成シ、生成ノ神業ヲ統治シ給フ、故ニ天地万物ノ化育スル、其恩頼ニ由ラサルナシ、天地造化ノ神功、大神ニ至テ尽セリト謂フヘシ（『^{兼大教院}十一説解義』四丁オーウ）

と述べられている。こうした点から『^{兼大教院}十一説解義』においても、先行する教説書と同様の神観を採用しているといえよう。

このように神宮教院の教説書における、中心的な神観については、『教会要旨』と『神教綱領』の段階、即ち、明治六年七月には確定していたといえよう。こうした造化三神と天照大神を中心とした神観は、神宮教院・神宮教会の祭神を考えれば当然のことではある。ただし、そうした中でも『神教綱

『領』と『神教綱領演義』には、特に「天神」たる造化三神と天照大神の神徳をより強調した教説が展開されており、全てを天神の神徳へと収斂する教説が打ち出されている。例えば、『神教綱領』における「莫_レ作_二不善_一」の解説においては、

天神照鑑。無_レ所_レ不_レ在。無_レ所_レ不_レ至。人能慎_レ独戒_二不善_一。以保_二其良心_一。則 天神資_レ之以_二慶福_一。生則其身康寧。死則陟在_二天神左右_一。若逞_二情欲_一遂_二不善_一。則 天神遇_二棄之_一。生則罹_二罪禍_一。死則為_二佞鬼_一。出_二于爾_一者反_二乎爾_一。其理豈有_レ可疑哉。然 天神之心。固至公無_レ私。故有_二過失_一之人。能懲_レ惡遷_レ善。或雖_二殛死_一。若子若孫。代竭_レ誠謝_二罪則 天神宥_二恕之_一。不_二復思_二其旧惡_一也（『神教綱領』七丁オー八丁オ）。

とある。ここには「天神照鑑して。在_二ざる所無_一。至_二らざる所無_一。」と「天神」の存在が強調され、善を行うことによつて、生きている内は、「康寧」となり、死した後は、人の魂が「天神」の左右に赴くことが述べられている。そして、生きている内に不善を行った者は、「能く惡に懲り善に遷」れば「天神」に「宥恕」され、若くして死んでしまった場合でも、子孫が代わつて「誠を竭し罪を謝」すことにより「宥恕」され、「天神」は「復其旧惡を思はざる也。」と結論づけられている。また『神教綱領演義』では、『神教綱領』の「莫_レ作_二不善_一」に対する註釈の一部で、次のように記している。

実ハ天心至公に出る故に。其人も一端悔悟自新の心を振起するときハ。則ち其旧時の惡を捨て給ひ。仮令其人已に死したりとも。其子孫なる者之に代て。天神に謝し奉り。善行を積て其罪惡を贖ふ時ハ。天神必す其至誠の篤を好し。更に愛顧を垂れて苦患を脱せしめ給ふ。此則ち天神の神慮なり。此に因て之を視れば。神道ハ生前死後離るべからざる所以の理なるコトを知り。日用の行事を神教に則り。永遠天神の保愛を蒙り。閻族天上に帰着して無量の快樂を極むべし。（『神教綱領演義』二七丁ウー二八ウ）

ここには『神教綱領』と同様の死後観が述べられ、「天神」の神徳が強調されるとともに、「天神」を信仰する必要が論じられているといえよう。『神教綱領』や『神教綱領演義』に示された教説からは、神宮教院の教説の中心として「天神」が想定されており、全てを「天神」の神徳へと収斂しようという方向性が窺われる。こうした教説の方向性は、神宮教会の活動を主体として構築されたことによるものと考えられよう。これは当時巡回布教を積極的に行うとともに、各地に神宮教会を設置していくという神宮における教化活動の展開と関わるものであり、神宮教院・神宮教会独自の教説展開といえよう。

四、神宮を中心とするもう一つの教説展開

神宮教院における教説の中心は、その祭神にもある通り、造化三神と天照大神である。次いで、教説の中心となった神以外の神がどのように捉えられているのかという点について検討する。この点からは、前節で検討した神宮教院・神宮教会の独自の教化活動によつて展開された教説とは異なる教説がみいだせる。それは、各地の神社を神宮中心の教説の中に取り込もうとする方向性を有するものである。こうした教説の方向性は大国主神や産土神に関する理解から窺われる。本節ではこの点に重点を置いて検討してみよう。

『神教要旨』には、天照大神以外の神々に対する言及としては、大国主神については存在せず、産土神に対するものだけがあげられる。即ち、産土神又分_二司其地_一神徳一体不_レ可_二以不_レ崇也_一（『神教要旨』二丁オ）。これを受けた『神教要旨略解』の当該箇所は、

産土神は郷里村落に鎮祭して土人世々冥福を禱する神なり又氏神と云ひて古は各其氏の祖先を齋き祭りし事も有りしに今は其を混じて祭り識別すべからざる者多しされど古は其土地を分配し司り給ふ神にして其土の創業又祖宗たるにひとし故に何れの地にても神の功德同一体にして、感格

ある事亦自ら同一理なり最も敬祭崇拝して冥護を祈るべきなり（『神教要旨略解』十一丁ウー十二丁ウ）

と記されている。ここに示された産土神の解釈は、各々の土地に守護神として祀られている存在であり、その土地の人々を守る神と捉えられている。また、『神教要旨略解』では、大国主神の役割については述べられているものの、該当箇所は顕幽に関する点のみである。⁽³⁴⁾ こうした大国主神や産土神に対する言及は、『神教綱領』には存在しない。しかし、『神教綱領』と同時に出版された『教会要旨』では、顕幽の関係を論じた上で、天照大神と天皇、大国主神の関係を論じ、産土神が人民を守護する存在であることが次のように論じられている。

世に顕幽といふ事あり。人たるもの。此理をしらずはあるべからず。顯とハ。此の三界をいふ。幽とハ目に見えぬ神の世界をいふ。往古ハ。此顯幽混一にして。善きも悪しきも。悉く神にて。人の上にてハ測り知りたき事ども多し。然るに。天照大御神の御神慮にて。

皇孫迄々藝命を長く顯界の大君として天降したまひ。大国主神を幽界の主と定め給ひしより。顯と幽と其境を異にし。神と人との差別出来まつり。是を以て所々に祭り来れる産土神等ハ。其所の人民を日夜守護し給ひ。大国主神ハ。又是を統轄め給ふ事。顯界にて。府県より鄉村に至るまで大小の官舎ありて。其所々の事務を治むるが如し。然して。又天照大御神ハ。此顯幽二界を主宰め給ふ御事なれば。尊き事又類ひなしとしるべし。凡て人の心魂ハ。上の神等の賦り与へ給ふものにて。神ハ毎に人の心中を照して。其善悪を幽覽し給ふものなれば。仮令人前を欺き人目を掠るとも。いかでか。神明の幽覽を覆ふ事を得むや。是を以て神明の。深く国家の為に御心を尽して守り恵給ふ御心を心として。孰れも世の為に力を尽し。一日もあたる日を費さずして。国家の益をなす事を心懸へし。且又草木を初として。万物ことごとく神の造り給ふ物なれば。心なく遣ひ棄。害ふ事有へからず。（『教会要旨』二丁オー四丁オ）

当該引用部に示された大国主神と産土神に対する解釈は、『神教要旨略解』に示された解釈に近いといえよう。ただし、大国主神についての理解は、『神教要旨略解』では大国主神が幽界を主宰し、天皇が顯界を主宰している事が述べられているに過ぎないのに対し、『教会要旨』では、天照大神を中心とした天皇と大国主神、さらには産土神の関係が論じられているため、『神教要旨略解』の解釈をより発展させているといえよう。

こうした大国主神や産土神に関する教説は、他に、『教会要旨』や『神教綱領』と同時に出版された、『年中神拝略記』⁽³⁵⁾や『五儀略式・解除式』⁽³⁶⁾にも見受けられる。『年中神拝略記』では、大国主神に関する教説は存在しないが、産土神を拝する必要がある以下のように述べられており、

敬神尊王ノ大義ニ基キ古ヨリノ謂レアル日ニハ家業ヲ休ミテ産土神又夫々ノ社ニ参拝シテ其洪恩ヲ謝シ家ニ齋キ祭ル神棚ト祖先ノ靈舎ニ酒饌ヲ捧ゲテ祝ヒ祭ルヘシ其他ノ日ハ職業ヲ強メ励ミ家ヲ起シ身ヲ立ルノ成業ニ注意シテ怠ラザルヲ真ノ開化ト云フベシユメ／＼怠ルコトナカレ。（『年中神拝略記』四丁ウー五丁オ）

また、『五儀略式・解除式』では「誕生之式」の中において、大国主神と産土神について次のようにも言及している。

天祖ノ皇孫ヲ以テ長ク現界顯事ノ大君ト定メテ天降シ給ヒ大国主神ニハ幽界冥府ヲ主ラシメ給フヨリ顯幽域ヲ異ニセリ故ニ今日ニ在テハ必ス朝廷ノ政令ヲ奉シテ昇平ノ化ヲ仰クヘシ然レトモ死生禍福ニ至テハ其人ノ善悪邪正ニヨリテ必ス幽冥ヨリ之ヲ黜陟スルナレハ人ヨク此理ヲ会得シテ神明ノ幽鑑ヲ恐レテ心ヲ直フシ行ヲ正フセサレハ必ス冥怒懲報ヲ免ルヘカラス豈ニ忽ニスヘケムヤ蓋大国主神ハ幽界ヲ総轄シ然シテ府県ニハ産土ノ神社アリテ各其所在ノ人間上ニ具ハル事故ノ幽縁ヲ以テ禍福吉凶ヲ与奪スル事現在府県区長戸長アルニ異ナラス是ヲ以テ児ノ生ル、モ全ク神明ヨリノ恩賜ナルヲ思フヘシ故ニ産土神ノ守札ヲ受テ生涯ノ守リトシ其子将来神明ノ愛顧ヲ受ケ運命真幸ニシテ世

二功德有テ災害無ラム事ヲ祈誓シテ終身神明ニ依頼スヘシ。〔五儀略式・解除式〕四丁ウー五丁ウ

『年中神拝略記』や『五儀略式・解除式』は主に儀礼について解説した文献であるが、当該引用部からは、『神教要旨略解』や『教会要旨』に示された神々の大系を踏まえた上で、産土神を信仰する必要が述べられるとともに、家庭内祭祀の重要性が論じられている。このような点からは、天照大神を中心とし、各地の産土神を神宮教院の教説の中に取り込むとする方向性が窺えよう。これらの教化に対する考えは、神祇省の具体的な国民教化策である「海内敬神ヲ一ニシ教道ノ本原ヲ建ツ可キノ議」に淵源するものであり、そうした教化策を神宮が独自に実現させようとしたことによつて展開されたものではないかと思われる。そのため、この天照大神を中心とし、各地の産土神を神宮教院の教説の中に取り込むとする教説の構築は、神祇省以来の神宮を中心とした国民強化策の延長線上に位置づけられよう。

この造化三神と天照大神を中心とし、各地の産土神を祀る神社を神宮の中に取り込む教説は、神宮教院以外から出版された教説書においてもみられるものであり、当時の神官・教導職にあつては一般的な解釈であつたと思われる。例えば、『三条教則』の代表的な解説書であり、当時の神道説を代表する著作でもある、田中頼庸の『三条演義』³⁷⁾には、神の定義について「天神天祖を始奉り、総て朝典に列する大小の神祇、及土地の産土神・氏神等を謂なり〔三条演義〕一丁オ」と述べた上で、以下のような顕幽論が展開されている。

抑天照大神の聖神、天地の始より高原に坐して光華明彩、宇宙に照徹し、世界の最も照育の徳を蒙らざる無く、万物の衆も化生の恩を受ざるハ無けれど、誠に宇宙の大主宰にして、万神無上の至尊なり。皇孫尊を天下の大君と定給ふ時に顕幽の分と定めて、皇孫尊には専ら顕世の人道を統治奉しめ、幽世の神事ハ大國主神に総掌しめ給ふことは、神典にも見たるが如し。幽世とハ即ち神界を謂なり。爾来顕世の人事ハ、皇孫尊

の朝廷ありて政の大綱を統治し給ひ、府県の官員に各其職を分掌しめて國土を經營し、人民を撫育し給ひ、大國主神ハ神界の幽事を総掌り給ひて、産土神にも各其職を分掌しめ、人民を蕃育し化育を續述して、皇朝の大政を幽に助奉り給ふ所なり。故に顕幽の分ハ、神人の異あれども、幽より顕に応じ、顕より幽を受けて、人民と育し万物を成し、造化の道を尽くして生々の功を遂るに至てハ顕幽一致なり。凡て天地の間ハ神明の在ぬ所なく、善惡の行ハ神明の知ざる所無きのみならず、吾が靈魂ハ天地の賦りて造化の中に胎息する者なれば、一言一動も隠すこと能はず。〔三条演義〕八丁オー十丁オ

ここに述べられた神々の大系は、まさしく『神教要旨略解』や『教会要旨』に展開された教説と通底するものであり、明治五年から六年の神官・教導職にとつての一般的な教説であつたといえるのではないだろうか。他方で、『神教綱領』、『神教綱領演義』、『大教院兼題十一説解義』においては、こうした大國主神や産土神に対する教説は省略されており、基本的に全てが天神の神徳によるものと解釈されている³⁸⁾。

このような教説書における相違は、神宮教院の教化活動に二つの方向性があつたことによるものであろう。この二つの方向性の内、一つは造化三神と天照大神を中心としながらも、大國主神や産土神といった各地の神社に祀られる神々を教説の中に取り込み再編していこうとするものであり、神宮を中心として、各地の神社を神宮の下に位置づけた教化活動を行おうという方向性である。これは、『教会要旨』に代表されるものであり、神祇省以来の国民教化策の影響を受けて構築された教説といえよう。もう一つの方向性は、前者と同様に造化三神と天照大神を中心とし、全てをそれら「天神」の神徳へと収斂しようとするものである。これは、『神教綱領』に代表されるものであり、神宮教院・神宮教会の独自の布教活動を背景とした上で構築された教説といえよう。

おわりに

明治初年に神宮教院が出版した教説書と、その教説展開からは神宮教院・神宮教会の教化活動の在り方に関して二つの方向性が見てとれる。一つは、造化三神と天照大神の神徳に全てを収斂するという方向性であり、もう一つは、神宮を中心としながら、各地の神社を神宮教院の教説に取り込もうとする方向性である。こうした神宮教院の教説における二つの方向性は、前者に關しては、巡回布教による活動や、各地方に神宮教会を展開していたという背景により、後者に關しては、神祇省以来の神宮を中心とした教化策の構想による影響によるものであらうと推察される。このように明治初期の神宮教院は大教宣布運動の一翼を担いつつも、同時に神宮教院独自の教化の方向性を有していたのであり、この両者が同時に存在していた点が初期神宮教院の教化活動における教説展開の特徴といえよう。

これ以後の神宮教院の教説展開と教化活動はこうした二つの方向性を有しながら、継続して展開されていったと考えられるものの、その展開に關しては後考を期し、擧筆することとする。

註

(1) 三宅守常には、三宅守常編『三条教則衍義書資料集』上・下巻（明治聖徳記念学会、平成十九年）、戸浪裕之には、「田中頼庸の神道観―『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号所収、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十一年）、「田中知邦の神道観―『示蒙教導三条略弁』を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第三号所収、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター、平成二十一年）、「神道事務局研究序説―その設立当初の制度と生徒寮をめぐって―」（『國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』所収、弘文堂、平成二十一年）、「國學院大學の學術資産と神道事務局―河野省三博士記念文庫所蔵神道事務局関係資料の紹介と

翻刻―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号所収、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十二年）、藤田大誠には、「國學院大學の學術資産としての大教宣布関係資料の一面―常世長胤関係資料の解説と『宗源教大意』の翻刻―」（『國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』所収、弘文堂、平成二十一年）「明治初期における教導職の『敬神愛國』観」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号所収、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十二年）、宮本善士には、「八田知紀『神典疑問辨』（翻刻）―「天御中主神」重視の言説―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第三号所収、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター、平成二十一年）「八田知紀の尊皇思想と學問観」（『國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道―國學院大學の學術資産を中心に―』所収、弘文堂、平成二十一年）といった一連の研究が存在し、精力的に成果が発表されている。

(2) これらの一連の諸研究について述べると、三宅の『三条教則衍義書資料集』は、三条教則の衍義書の基礎的な調査・資料翻刻・研究成果を一書にまとめたもので、今後、教導職や三条教則に關する研究を大きく進展させるものといえよう。また、戸浪は、田中頼庸や田中知邦を対象として、教導職の神道観を検討するとともに、これまであまり明らかにされていなかった神道事務局や、その生徒寮について、皇典講究所・國學院大學の前身という視座から、その実態を明らかにしている。藤田は國學院大學所蔵の資料の中でも、特に常世長胤関係資料に着目し、資料の位置づけや翻刻を行っており、他方では教導職の「敬神愛國」観の変遷を網羅的に論じている。宮本は八田知紀に着目し、関係資料の翻刻や紹介を通して、その思想を論じている。

(3) 前掲、藤田「國學院大學の學術資産としての大教宣布関係資料の一面―常世長胤関係資料の解説と『宗源教大意』の翻刻―」二六六頁。

(4) 河野省三「宮川隨筆」（神宮司庁、昭和十七年）一四四頁。

(5) 神宮教院・神宮教会は祭神論争とそれに伴う神宮教導職の分離によって、神宮司庁と分離し、神道神宮派（後に神宮教へ改称）となる。また、明治三十二年には、財団法人となり神宮奉斎会へと改組している。岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）。久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、阪本是丸「東京大神宮百年の歩み」（『東京大神宮、昭和五十五年』）等を参照。

(6) 神宮教院に關する研究としては、前掲、河野「宮川隨筆」、阪本健一「明治初期における神宮の教化活動」、「神宮の御改革と大教宣布運動」（共に『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年）、前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、西川順土「近代の神宮」（神宮司庁、昭和六十三年）。他にも、前掲、岡田「東

京大神宮沿革史」、前掲、阪本『東京大神宮百年の歩み』等が挙げられる。

(7) 前掲、西川『近代の神宮』二二三頁。

(8) 前掲、同、二二二—二二三頁。

(9) 管見の限り神宮教院の出版物をまとめた目録として最も早いものは、河野省三の「明治初年に於ける神道運動の特色」(『國學院雜誌』第三十三卷九号所収、昭和二年)である。この目録の最終版は「宮川随筆」に紹介されたものと考えられる。

(10) 他に、阪本健一も神宮教院の出版物の目録を紹介している。前掲、阪本「明治初期における神宮の教化活動」三一—三二頁を参照。

(11) 前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」二九頁。

(12) 宣教使の展開については、藤井貞文「宣教使の研究(上)(下)」(『國學院雜誌』四九卷第五・六号所収、昭和十八年)、阪本是丸「明治維新と国学者」(大明堂、平成五年)等を参照。

(13) 「薩摩派」の人物としては、教部少輔・黒田清綱、山之内時習、田中頼庸、山下政愛、後醍醐天皇、教部大丞・三島通庸等が挙げられる。教部省における「薩摩派」の優位は、明治五年十一月の三島通庸の教部大丞就任によって確立した。阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」(井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』所収、昭和六十二年)を参照。

(14) 前掲、阪本「日本型政教関係の形成過程」を参照。

(15) 大教院の成立から崩壊への過程や、その活動については、小川原正道『大教院の研究—明治初期宗教行政の展開と挫折—』(慶応義塾大学出版会、二〇〇四年)を参照。

(16) 解説・翻刻井上順孝『社寺取調類纂(神道・教化篇)』(國學院大學日本文化研究所、平成二年)の解説頁を参照。

(17) 明治初年の神宮の教化活動については、前掲、阪本「明治初期における神宮の教化活動」を参照。また、浦田長民の活動に関しては、三木正太郎「浦田長民を中心とする—神宮祠官の活動」(『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十一年)を参照。

(18) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『大木喬任文書』所収「明治四年神文大外ノ四省ノ要件アリ」尚、「海内敬神ヲニシ教道ノ本原ヲ建ツ可キノ議」については阪本是丸が前掲の「日本型政教関係の形成過程」に全文紹介している。二四—二五頁。

(19) 前掲、阪本「日本型政教関係の形成過程」を参照。

(20) 前掲、同、二五頁。

(21) 前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」三〇頁—三三頁。

(22) 尚、本稿で取り上げた主な文献は全て、國學院大學所蔵の資料である。「神教要旨」(神宮教院蔵版)、『神教要旨略解』(神宮教会蔵版)、『大教院十一説解義』(神宮

教院蔵版)は、國學院大學図書館所蔵のものを、『教会要旨』(神宮教院蔵版)、『神教綱領』(神宮教院蔵版)、『神教綱領演義』(神宮教院蔵版)については、國學院大學河野省三博士記念文庫(以下、河野文庫と略す)所蔵(目録番号三〇六四・三〇六五・三〇六六)のものを使用した。また、引用にあたって正体字・異体字は適宜通行の字体に訂正した。

(23) 久保田収の目録によると『教会要旨略解』が明治六年に出版されたとされるが、管見の限りでは『教会要旨略解』なる文献の存在は確認できていない。ただ、『教会要旨略解』の解説で、「近衛忠房・千家尊福右要旨(筆者註—教会要旨)を解説した。」と述べていることから『教会要旨略解』ではなく、『神教要旨略解』の事ではないかと思われる。

(24) 尚、『神教要旨』については既に、小野祖教が「神道教学の諸問題」(『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年)や、『神道思想名著集成』(小野祖教編『神道思想名著集成』中巻所収、国学院大学日本文化研究所第三研究室、昭和四十七年)において全文翻刻している。

(25) 『神教要旨略解』は明治文化研究会編『明治文化全集』宗教篇(日本評論社、平成四年)等で全文翻刻されている。

(26) 小野述信は長州出身の儒学者で、明治初年の国民教化に尽力した人物である。前掲、阪本「明治維新と国学者」等を参照。

(27) 前掲、小野「神道教学の諸問題」や、西田長男「大教宣布の運動とその神観」(『日本神道史研究』第七卷所収、講談社、昭和五十三年)を参照。

(28) 河野省三「明治初年の教化運動」(『國學院大學紀要』第一卷所収、昭和七年)一〇八頁。また、前掲、河野「明治初年に於ける神道運動の特色」でも同様の指摘を行っている。

(29) 尚、神宮教院における『教会大意』出版の経緯については、前掲、阪本「明治初期における神宮の教化活動」三一六—三一九頁を参照。

(30) 前掲、小野「神道教学の諸問題」には、『神教綱領演義』の序文を角田忠行が記したと述べられているが、浦田長民の間違いである。

(31) 前掲、久保田「神宮教院と神宮奉斎会」を参照。

(32) 山口起業の伝記的研究については、中西正幸『伊勢の宮人』(国書刊行会、一九九八年)を参照。また、神宮教院の出版物では浦田長民とともに山口起業の著作が非常に多く、『神教綱領演義』、『神典探要通解』、『神判記実』、『人身三要論』等が存在する。

(33) 前掲、岡田『東京大神宮沿革史』五一六頁。

(34) 『神教要旨略解』には顕幽の關係について論じ、大国主神の役割について左のように言及している。

幽ハ幽冥明ハ顯明なり顯明ハ即今天皇の治め給ふ御世を云ふ幽冥ハ大国主神の

（35）『年中神拝略記』（神宮教院蔵版）は、明治六年七月に神宮教院から出版されたもので、『神教綱領』、『教会要旨』と同じく、近衛忠房の著作である。内容としては一年を通して、神社に参拝する必要と、参拝すべき祭祀の解説を試みたものである。本稿で使用した『年中神拝略記』は、河野文庫所蔵（目録番号三〇六七）のものである。

（36）『五儀略式・解除式』（神宮教院蔵版）は、『神教綱領』、『教会要旨』、『年中神拝略記』と同じ、明治六年七月に神宮教院から出版されており、著者も同様に、近衛忠房である。内容としては、人生の節目に行うべき儀式として、「誕生之式」「創業之式」「婚姻之式」「奏功之式」「葬祭之式」を挙げ、解説したものであり、解除式は特に、禊祓について解説したものである。本稿で使用した『五儀略式・解除式』は、河野文庫所蔵（目録番号三〇六八）のものである。

（37）田中頼庸の『三条演義』については、前掲、三宅『三条教則衍義書資料集』下巻、解題や、前掲、戸浪「田中頼庸の神道観―『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に―」を参照。

尚、三宅守常によると『三条演義』は「衍義書の中でも最も正統とされ、かつ神道界は勿論のこと、仏教界においても批判する意味でも広く読まれた三條教則の衍義書は、この田中頼庸の『三条演義』において他にはない。」とされ、「神道界内部でも指南の書」であった。（前掲、三宅『三条教則衍義書資料集』下巻、解題一〇九八頁。）また、藤田大誠は、東京大学附属図書館に所蔵される小中村

清矩の關係資料に『三条演義』の原型となる頼庸の二つの演義書が存在することを指摘し、『三条演義』の成立にあたって、その原型となった『三則演義』が、「恐らく教部省編輯課官員ら複数名による作業であつたことが窺へ、本資料が当時同僚であつた小中村清矩の關係資料に綴ぢられてゐたことも頷ける。」と述べ、『三条演義』の成立に田中頼庸以外の教部省官員の関与もあつたことを指摘している。（前掲、藤田「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」一五七頁。）こうした指摘からも頼庸の『三条演義』は、当時の教部省主導の下に構築された教導職の思想をよく示すものといえよう。また、本稿で使用した『三条演義』（大教院蔵版）は、河野文庫所蔵（目録番号二九三三）のものである。

（38）『大教院十一説解義』では、大国主神に対して言及した箇所はあるものの、産土神に対する直接的な言及は存在しない。また、大国主神についても、「顕幽分界ノ説」において、

天神天祖之ニ命シテ前ニ治メシ顯世ノ政ハ拳ク皇孫ニ奉ラシメ、大国主ハ、幽ニ入りテ其界ヲ治ムルノ主トナシテ、永ク天皇ノ守護神ト為シ給ヘリ、此ニ至リテ草木禽獸ノ妖止テ、谷天ノ正理ニ帰シテ、国民安寧ナルヲ得タリ、是則顯分界、其治判然タル基本、天祖ノ神議ニ出ルノ旨ヲ知ヘキ也（『大教院十一説解義』六丁オーウ）。

と述べているに過ぎず、当該箇所の目的も「天祖」たる天照大神の重要性を述べ、
るためのものといえよう。